

家族信託のススメ その2

第50号に続き、今回は「支援を必要とする方のための信託」をご紹介します。

親と子世代が離れて暮らすことにより生ずる、高齢者の財産管理・身上監護を巡る様々な問題について、成年後見制度を補完、あるいは成年後見制度では対応できない部分を補うための“財産管理の仕組みとして家族信託は注目されています。

従来は「後見制度」によって解決がはかられてきましたが、後見制度は被後見人の保護や支援に重点が置かれるため、財産管理は硬直的となり財産を遺す方やご家族の希望に沿わないことも多いというデメリットがあります。

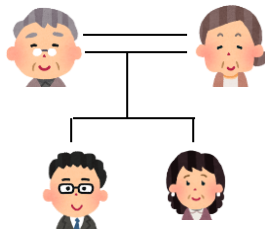
「家族信託」を利用すると、残された配偶者の生活を支援し且つ、ご本人が望んだ財産管理や財産承継ができます。

<活用事例>

(親) 記憶力や体力の衰えを感じてきたので、子どもに財産管理を任せたい

(子) 親は相続に関心がないようだが大丈夫だろうか？ 今後、施設入居などの費用は大丈夫だろうか？

(例)



父母が今までと変わらない生活を続けられるようにするために家族で話し合い、父と長男で以下の家族信託契約を結ぶことに決めます。

- ①受託者となる長男は父母のために適切に財産管理を行い、信託された財産の中から必要に応じ支出する。
- ②途中で自宅が空き家になった場合は、不動産の活用や処分は長男が行えることとする。
- ③両親が亡くなったら信託終了と定め、残った財産の承継先も決めておく。

将来、父が認知症になる、もしくは先に死亡するという事態になった場合でも長男が財産管理をしているので、母は今までと変わらない生活を続けることができます。

また、母も亡くなった後は、残余財産は信託契約で定めたように承継させます（遺言と同じ役割）。

上記のような福祉型の信託は、障がいをおもちのお子様の「親なき後問題」を解決するうえでも有効な手段となります。